

平成 27 年 3 月 27 日
内 閣 官 房

「健全な水循環」に関するロゴマークの募集について

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

昨年 7 月には、水循環基本法が施行され、8 月 1 日は国民の間に広く健全な水循環の重要性について理解や関心を深める日として、法律で定められた「水の日」となりました。8 月 1 日には、「水の日」の趣旨にふさわしい記念イベントの開催を予定しています。これらのイベント等に使用し、健全な水循環についての国民運動の象徴として、国民に親しまれるロゴマークを募集します。

1. 応募規定

- ・水の恩恵、水への親近感、水の大切さなどをイメージさせ、「健全な水循環」を象徴するものとします。
- ・簡単明瞭なカラー表現で、かつ、白黒印刷でも表現できるマークとし、上下を明記してください。
- ・あわせて、デザインのコンセプト（コメント、水循環のイメージ）を明記してください。
- ・ご自身で作成した未発表の作品に限ります。

2. 応募資格

年齢、プロ・アマ、個人・グループを問いません。

3. 応募方法

必要事項（住所、氏名、年齢、職業、電話番号）をご記入の上、作品とあわせて郵送又は電子メールにより送付してください。なお、おひとりで複数の作品に応募することも可能です。

1) 郵送の場合

- ・封書でお送りください。A 4 サイズ白色用紙を縦に使用し、作品は 10cm×10cm の枠内に描いてください
- ・用紙 1 枚につき 1 作品をそれぞれに作品の解説、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を記載してください（複数の作品を 1 つの封筒でまとめて送付いただいても差し支えありません）。

2) 電子メールの場合

- ・メールの表題は、「水循環ロゴマーク応募」としてください。
- ・電子データは、1 作品につき 1 ファイルとし、ファイル形式は JPEG または GIF 形式、画像サイズは 2 MB（メガバイト）以内とします。
- ・複数の作品に応募される場合でも、電子メール 1 件につき 1 作品としてください。

4. 応募締切

平成 27 年 5 月 29 日（金）当日消印有効
（メールでの受付は、29 日（金）受信分有効）

5. あて先

1）郵送の場合

郵便番号 100-8918
東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部内
内閣官房水循環政策本部事務局 水循環ロゴマーク選考会事務局宛

2）電子メールの場合

e-mail : mizushigen@mlit.go.jp

6. 審査方法・結果発表

採用作品は、ロゴマーク審査・選考会の厳正な審査により決定します。採用された作品については、平成 27 年 6 月以降に応募者に連絡します。なお、選考結果は、平成 27 年 8 月 1 日（水の日）に公表する予定です。

7. 表彰

最優秀賞	・・・	1 点	賞状、賞金	10 万円
優秀賞	・・・	3 点程度	賞状、賞金	2 万円

8. 主催

内閣官房水循環政策本部事務局、水の週間実行委員会

9. 注意事項

- ・応募作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ロゴマークの作成と応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消します。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合があります。
- ・選定された作品（最優秀賞及び優秀賞）の著作権・使用权等の一切の権利は内閣官房水循環政策本部事務局及び水の週間実行委員会に帰属するものとします。
- ・選定された作品については、原案を尊重しながら、補正・修正を行う場合があります。
- ・応募者の個人情報、作品の選考事務に必要な範囲（選考、採用作品の発表等）でのみ使用し、他には使用しません。また、許可なく、第三者に提供することはありません。
- ・色については 4 色プロセスカラー（CMYK）印刷が前提ですので、金・銀・パール・蛍光インク・特色インク等、プロセスカラーで表現できない色は不可とします。

【問い合わせ先】

内閣官房 水循環政策本部事務局 企画官 児玉

事務担当 茂田、松木

電話：03-5253-8386 FAX：03-5253-1581

（参考）水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）（抜粋）

（水の日）

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため水の日を設ける。

2 水の日は、八月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。